

(参考1) 令和4年度国民健康保険事業費納付金等の算定方法

県が各市町の納付金を算定・徴収し、市町が納付金を基に保険料(税)率を算定

《納付金、保険料(税)必要額等の算定方法》

国ガイドラインの算定方法により、国が示す係数等を使用して算定

① 県が県全体の納付金総額を算定

県全体の保険給付費(国保医療分)、後期高齢者支援金、介護納付金ごと、公費等を控除し、県全体の国保医療分納付金、後期高齢者支援金分納付金、介護納付金分納付金を算定

② 県が市町ごとの納付金を算定

県全体の国保医療分納付金、後期高齢者支援金分納付金、介護納付金分納付金を、各市町の所得水準、被保険者数・世帯数により按分し、国保医療分はさらに各市町の医療費水準を反映して、各市町の納付金を算定

③ 各市町が納付金等を基に保険料(税)必要額を算定

・ $\text{納付金} + \text{保健事業費等見込} - \text{市町分公費等の見込} = \text{市町の保険料(税)必要額}$

→ 各市町は保険料(税)必要額を基に、県が算定する「標準保険料率」(※)を参考として、保険料(税)率を算定

※ 標準保険料率 県内統一の賦課方式(医療分・後期高齢者支援金分：3方式、介護納付金分：2方式)により算定した市町ごとの保険料率の標準的な水準を表す数値

〔県国民健康保険事業特別会計〕

歳入歳出それぞれ 3,186 億円

歳入

<p>納付金</p> <p>国保医療分 後期高齢者支援金分 介護納付金分</p> <p>[1,009 億円]</p>
<p>前期高齢者 交付金</p> <p>[1,134 億円]</p>
<p>公費(国費等) ※市町分公費を含む</p> <p>[1,043 億円]</p>

歳出

<p>保険給付費等 交付金 (普通交付金)</p> <p>[2,484 億円]</p>
<p>市町分公費 (特別交付金)</p> <p>[81 億円]</p>
<p>後期高齢者支援金 介護納付金等</p> <p>[621 億円]</p>

支払

社会保険診療報酬
支払基金

〔市町国民健康保険事業特別会計〕

(35 市町) ※35 市町で個別に予算編成

歳入

<p>保険給付費等 交付金 (普通交付金)</p>
<p>市町分公費 (特別交付金)</p>
<p>保険料(税)</p>

一般会計からの法定外繰入

歳出

<p>保険給付費 (診療報酬等)</p> <p>※普通交付金=保険給付費</p>
<p>保健事業費等</p>
<p>納付金</p> <p>県が 35 市町ごと算定</p>

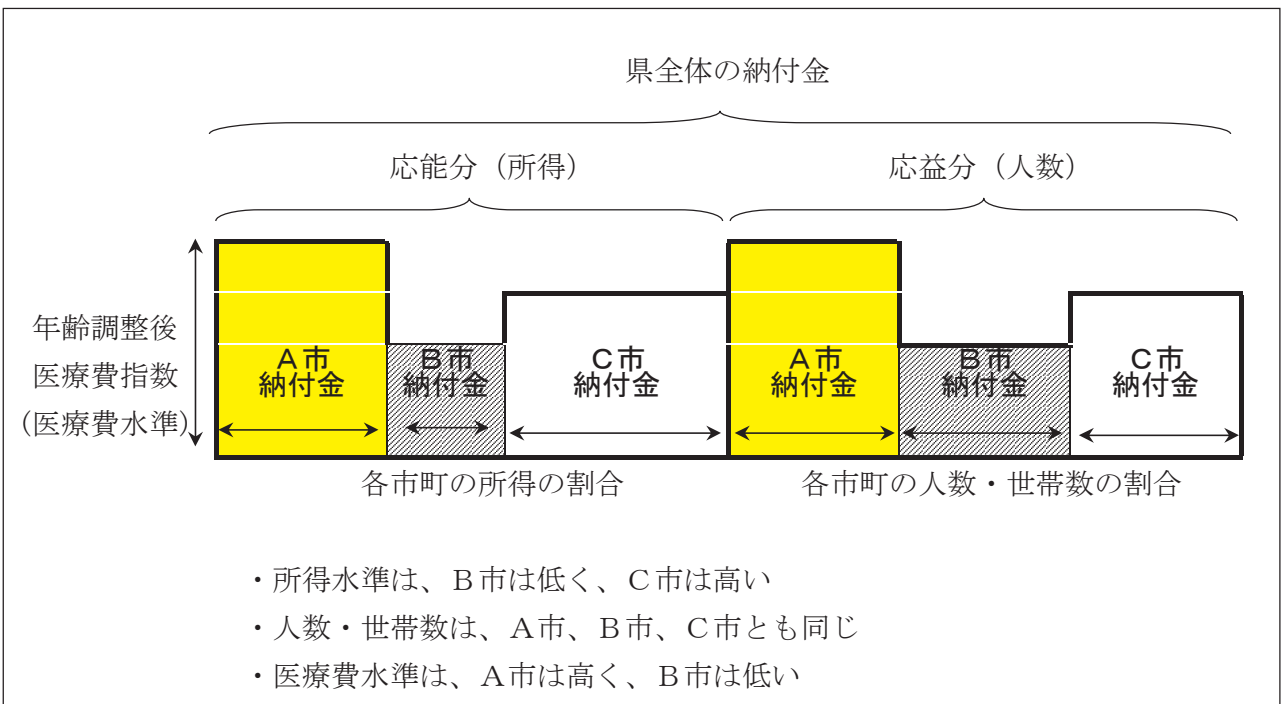
医療機関
等へ

(注) 主な項目のみ記載し、イメージとして標記

< 各市町の納付金の算定 >

- ① 県全体の国保医療分納付金、後期高齢者支援金分納付金、介護納付金分納付金ごと、国が示す係数を使用して応能分（所得）と応益分（人数・世帯数）に配分
- ② 応能分は各市町の所得の県全体に占める割合に応じて、納付金を算定
 応益分は人数・世帯数の県全体に占める割合に応じて、納付金を算定
- ③ 国保医療分納付金は、さらに各市町の年齢調整後の医療費指数（医療費水準）により調整（参考2）
- ④ 応能分、応益分の納付金を合算して、各市町の納付金額を算定

○ 国保医療分納付金のイメージ図



○ 後期高齢者支援金分納付金、介護納付金分納付金のイメージ図

